



2022年5月16日

各 位

会社名 株式会社 広濟堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 黒澤 洋史
(コード番号 7868 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 部長
小嶋 裕史
電 話 (03) 3453-0557

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022年6月29日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の一層の充実及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、現行定款第17条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を1名増員し、7名から8名に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（株主総会参考資料等の電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（株主総会参考資料等の電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 17 条 当社の取締役は、7名以内とする。</u> 取締役が任期中に退任したときは、補欠選任を行う。ただし、法令の定めによる員数を欠かない限り、補欠選任を延期し、又は、これを行わないことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 17 条 当社の取締役は、8名以内とする。</u> 取締役が任期中に退任したときは、補欠選任を行う。ただし、法令の定めによる員数を欠かない限り、補欠選任を延期し、又は、これを行わないことができる。</p> <p>附則</p> <p><u>変更前定款第 13 条の規定の削除および変更後定款第 13 条の規定の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条 (株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月29日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月29日

以上